



24生畜第2710号
平成25年4月1日

東北農政局生産部長 殿
関東農政局生産部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長

水田畦畔に生育する野草の利用に当たっての留意点について

水田畦畔に生育する野草（以下「畦畔草」という。）を飼料利用する場合の留意点については、「平成25年産の飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除等について」（平成25年3月1日付け24生畜第2444号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知。）において、別途通知するとしたところであるが、今般、畦畔草に関する調査を行った結果等を踏まえ、永年生牧草地が除染対象となっている地域において、畦畔草を飼料利用する場合の留意点を下記のとおりとりまとめたので、貴局管内の関係県に対し、周知して頂きますようお願いいたします。

記

1 対象とする畦畔草の範囲

本通知の対象となる「畦畔草」は、除草（除草後の畦畔草の畦畔外への搬出を含む）、畦塗り等（以下、「除草等」という。）の管理を継続的に実施している水田の畦畔（法面を含む）で生育している野草に限る。

したがって、水田の周囲に生育している野草であっても、除草等の管理が継続的に行われていない水田の畦畔（法面を含む）等で生育した野草は、引き続き利用自粛とする。

2 畦畔草の調査の手順及び利用の自粛解除の方法等

（1）調査対象及び調査地域

今般、除草等の管理が継続的に行われている畦畔草及び畦畔草が生育する土壌の調査を行った結果、畦畔草中の放射性セシウム濃度は、土壌中の放射性セシウム濃度が同等であっても、土壌中の交換性カリ含量により畦畔草中の放射性セシウム濃度に違いが生じる可能性があることが明らかとなった。さらに、畦畔草は生育環境が多岐に亘ることから、調査ロットは可能な限り単位を小さくするよう努めることとし、平成25年3月1日付け畜産振興課長通知の1（2）⑥エを参考に、生産ロット毎（原則として、水田毎）に畦畔草中の放射性セシウム濃度を検査する。

ただし、稲わらの利用が自粛されている地域では、畦畔草の利用自粛を継続する。

(2) サンプルング方法

調査のためのサンプルングについては、「粗飼料（牧草等）の放射能測定用試料に関するサンプルング・マニュアル」（平成24年4月26日農林水産省生産局畜産部畜産振興課）に準じて実施する。

その際、畦畔の高低などを勘案しつつ汚染リスクが高いと考えられる試料を優先的に採取する。

(3) 調査時期

畦畔草は、利用する際に随時収穫する場合があることから、収穫し利用する前に確実に調査を行う。ただし、調査の結果等を踏まえ、今後、暫定許容値を下回ることが確実に見込める場合には、当該調査以降の調査を省略することができる。

(4) 利用自粛の解除の方法

調査ロットの放射性セシウム濃度が暫定許容値を下回ることを確認した場合に限り、当該ロットの飼料利用の自粛を解除することができる。なお、畦畔草の収穫に当たっては、土壌を取り込まないように努めること。

(5) 畦畔草を給与した牛の出荷に当たっての留意点

本通知に基づき畦畔草を繁殖雌牛に給与する場合には、「食品中の放射性物質に関する新たな基準値の適用に当たっての牛の飼養管理に関する注意喚起について」（平成24年9月14日付け24生畜第1154号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、食肉鶏卵課長連名通知）の2の牛の出荷等に向けた飼養管理に関する留意点に則し、出荷に先立ち指導に沿った必要な飼育直し等の飼養管理が行われていることを確認すること。